

対象リフォーム工事等一覧

対象工事の種類		工事内容	
① 開口部の断熱改修	窓の断熱改修	外気と接している窓をガラス交換、内窓設置、外窓交換により断熱性能等級5以上にするもの。	
	ドアの断熱改修	既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するもの、又は新たにドアを設置することより、断熱性能等級5以上にするもの。 ※ドアにつくガラスのみの交換は対象外。	
② 躯体の断熱改修	外壁、屋根、天井、床の断熱改修	外壁、間仕切り壁、屋根、天井または床（基礎断熱）の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材（ZEHレベル）を利用する断熱改修。	
	屋根、外壁の断熱、遮熱塗装	外壁、屋根等外気と接している箇所に行う塗装で、一般的な塗料よりも高い断熱又は遮熱の効果を有する塗料（工法）を用いるもの。	
③ エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	太陽熱利用システムのうち、強制循環式のもの新設又は交換するもの。	
	高断熱浴槽	高断熱浴槽への交換及びそれに伴い実施する浴室の改修。	
	高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯機）に交換又は新設するもの。	
	節水型トイレ	節水型の大便器へ交換するもの及びそれに伴い実施するトイレ（室内）の改修。	
④ 子育て対応改修	キッチン	ビルトイン食器洗機	組込型の食器洗機への交換及びそれに伴い実施するキッチンの改修。
		掃除しやすいレンジフード	レンジフードのファンの形態が遠心送風機型である換気扇で、清掃部を工具なしで脱着できる又は自動洗浄機能がついているものへの交換及びそれに伴い実施するキッチンの改修。
		ビルトイン自動調理対応コンロ	組込型のコンロで、自動温度調節機能及び自動調理機能がついているものへの交換及びそれに伴い実施するキッチンの改修。
		キッチンの対面化	以下(ア)から(エ)のすべてを有し、(ア)から(ウ)にそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認できない又は視認することができる位置が1箇所である状態から、キッチンを対面化に改修し、少なくとも2箇所以上の位置から、リビングまたはダイニングの過半を見渡すことができる状態にするキッチンの改修。 (ア)キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること） (イ)調理台 (ウ)コンロ（IHクッキングヒーター含む） (エ)調理室用の換気設備 ※キッチンセットの「移設」による対面化改修は対象となりません。 ※改修前のキッチンが対面キッチンである場合は、対象となりません。
	浴室乾燥機	浴室の天井又は壁に設置する換気扇等で、換気機能及び衣類乾燥機能がついているものへの交換及びそれに伴い実施する浴室の改修。	
	宅配ボックス	玄関等に宅配ボックスを新設または交換するもの。ただし、床又は壁等に固定するものに限る。	
	防犯性向上改修	外部に面している窓及びドアを、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品（CPマークを取得したもの）に交換するもの。	
	生活騒音への対処に資する開口部の改修	既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、遮音性能がT1以上であるものに交換すること又は透過損失等級（外壁開口部）の等級2以上であるものに交換すること。	
	⑤ 防災性向上改修	防災性向上改修	外部に面している窓を根瓦の破片相当以上の飛来物の衝突に対して安全性を有することが確認された合わせガラスまたは合わせ複層ガラスに改修するもの。
	⑥ バリアフリー改修	バリアフリー改修	手すりの設置
段差解消			便所、浴室、脱衣室その他の居室および玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口および上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）。取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。
廊下幅等の拡張			介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事。通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取り替えは含まない。
衝撃緩和畳の設置			衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事（4.5畳以上設置する場合に限る）

令和7年度

土浦市住宅リフォーム助成制度のお知らせ

本市では、居住環境の維持向上と地域経済の活性化を図るため、市民が自ら居住する住宅において、市内の施工業者によるリフォーム工事を行う方に、費用の一部を助成します。

※本年度の助成対象工事について、内容の改定がありますので、ご注意ください。

※住宅省エネ2025キャンペーンなど、他の補助金、助成金との併用はできません。

※昨年度までに土浦市住宅リフォーム助成制度をご利用された世帯の方は、対象外です。

1 受付期間

令和7年5月16日(金)から6月30日(月)

2 助成の対象となる住宅

- 個人住宅
- 併用住宅の個人住宅部分（それぞれの工事費が算出できないときは面積按分します。）

3 申込資格・条件

- 土浦市内に住所を有する方で、対象の住宅の所有者であること。
- 申請時及び実績報告時に対象住宅に居住していること。
- 市内の施工業者（本店または支店がある業者）がリフォーム工事を行うこと。
- 市税の滞納が無いこと。
- 工事着工前に申請手続きを行い、令和7年7月15日（交付決定）以降に着工すること。
- 令和8年3月末までに全ての手続きが完了できること。
- 対象となるリフォーム工事で、他の助成金、補助金等を受けていないこと。
- 過去に同一世帯の方がこの助成金を受けていないこと。
- 工事金額が10万円（税込）以上のリフォーム工事であること。

4 助成の対象工事 ※対象工事の詳細は別添の「対象リフォーム工事等一覧」をご覧ください

- 省エネ改修（全世帯対象）
 - 開口部の断熱改修
 - 躯体の断熱改修
 - エコ住宅設備の設置
 また、①から③のいずれかと同時に行う場合のみ以下の④から⑥についても対象とします。
 - 子育て対応改修
 - 防災性向上改修
 - バリアフリー改修
- 子育て応援改修（18歳以下がいる世帯のみ対象）
 - 前項（1）の④に該当するリフォーム工事
 また、④と同時に行う場合のみ⑤、⑥についても対象とします。

5 助成金の金額

対象工事の工事費に1/10を乗じた金額で10万円を限度とします。（千円未満の端数は切捨て）
なお、申請後の助成金額の増額はできません。

6 予算額

令和7年度助成金総額 1,000万円（配分額 省エネ改修：700万円、子育て応援改修：300万円）
※予算の配分について変更する場合があります。